

労働基準関係法令違反に係る公表事案

北海道労働局

最終更新日：令和8年6月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(同) 佐々木造材	北海道亀田郡七飯町	R7.7.11	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の95	車両系木材伐出機械を用いて作業を行う際に、運転中の同機械と労働者との接触防止措置を講じていなかったもの	R7.7.11送検
(株) 佐藤内装	北海道函館市	R7.7.14	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	高さ約3.6mの足場で、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.7.14送検
(株) エイビーエス運輸	北海道利尻郡利尻町	R7.8.6	労働基準法第37条	労働者1名に、1か月間の時間外労働に対する割増賃金合計約11万円を支払わなかったもの	R7.8.6送検
東洋テクノ(株)	東京都渋谷区	R7.9.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第151条の70	貨物自動車から荷卸しする作業において、作業指揮者に直接指揮や作業着手の指示を行わせなかったもの	R7.9.3送検
田中石灰工業(株)	北海道上川郡当麻町	R7.12.17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除等を行う際、起動装置に表示板を取り付ける等の措置を講じていなかったもの	R7.12.17送検
渡部建設(株)	北海道雨竜郡沼田町	R8.2.2	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械を用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R8.2.2送検
そらち南農業協同組合	北海道夕張郡栗山町	R8.2.5	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第29条	クレーンを用いて作業を行う際、作業従事者を危険な場所に立ち入らせたもの	R8.2.5送検
東立エンジニアリング(株)	北海道札幌市中央区	R8.2.20	労働安全衛生法第65条 酸素欠乏症等防止規則第3条	廃水処理屋内で、作業を行わせるに当たり、酸素欠乏危険作業主任者に酸素及び硫化水素濃度を測定させなかったもの	R8.2.20送検
(有)中川基礎工業	北海道札幌市北区	R8.3.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第155条	車両系建設機械を用いて作業を行う際、作業計画を定めずに作業を行わせたもの	R8.3.9送検
北海道フーズ輸送(株)	北海道札幌市西区	R8.3.16	労働基準法第36条	労働者10名に、月100時間以上の違法な時間外労働を行わせたもの	R8.3.16送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
道東建設工業(株)	北海道足寄郡足寄町	R8.3.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条	車両系建設機械を用いて作業を行う際、転落防止措置を講じていなかったもの	R8.3.18送検
(有)とうかいフーズ	北海道北斗市	R8.3.25	労働基準法第24条	労働者2名に、1か月間の定期賃金合計約36万円を支払わなかったもの	R8.3.25送検
苫小牧北倉港運(株)	北海道苫小牧市	R8.4.24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	車両系荷役運搬機械を用いて作業を行う際、作業従事者を危険な場所に立ち入らせたもの	R8.4.24送検
恵庭マテリアル(株)	北海道恵庭市	R8.6.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の調整作業を行う際、同機械の運転を停止しなかったもの	R8.6.5送検